

能登半島地震 災害支援報告

第1陣

令和6年1月1日、午後4時10分、石川県能登半島でマグニチュード7.6の地震が発生し、津波や家屋の倒壊、火災などにより死者200人を超える甚大な被害をもたらしました。水道や電気などのライフラインも被害を受け、今なお、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。

大村市上下水道局では、1月19日(金)から1月26日(金)までの間、日本水道協会長崎県支部からの要請により、能登町へ応急給水支援のために職員2名を派遣しました。



支援活動を行った中村職員と戸田職員

能登町の水道被害状況

断水（道路崩落による管路破壊）

最大時：約 6,200 戸 2月1日現在：約 5,000 戸

町全体の戸数 7,154 戸（人口：15,074 人）



能都体育館

町には11か所の給水所が開設されており、大村市は、長崎市及び宮崎市とともに「能都体育館」にて応急給水活動を行いました。

毎朝9時の給水開始時間になると、ポリタンクやペットボトルなどを手に町の皆さんが集まってきます。



給水は1日も休めないため、大雪警報の中、給水所の除雪作業を行いながらの活動となりました。



3月は、大村市の給水車が現地で活躍する予定です。引き続き、支援を行っていきます。

被災地の一日でも早い復興をお祈りします。



災害に備えて～水の備蓄を!～

水害や地震などの災害発生により、水道管等の施設が被災し断水した場合、給水再開までに数日かかることがあります。日頃から各家庭で水を備蓄しておきましょう。

備蓄する水の必要量



どれくらいの量が
必要?

飲用は1人につき1日3リットルを目安に、最低3日分は必要です。



× 3日

保存方法



置く場所は
どこがいいの?

直射日光を避けて保存しましょう。また、部屋の何か所かに分散させることも一つの方法です。



水道水の備蓄



水道水を
備蓄するには?

清潔な保存容器になるべく空気が入らないようにフタのギリギリまで入れるようにしてください。3日をめどに入れ替えましょう。



飲用水以外にもトイレの流水など生活用水が必要となります。保存期限が過ぎた水などを利用しましょう。

上下水道局の災害対策

水道では

大地震などで水道施設が甚大な被害を受けると、長期にわたる断水が続き、生活に大きな影響を及ぼします。いつ発生するかわからない地震等の自然災害に備え、**水道施設の耐震化**を進めています。



坂口浄水場



大村市地域防災計画指定避難所の小中学校に整備を実施しています。

災害が発生すると、断水や下水道管の損壊により水洗トイレが使えなくなることがあります。そのような非常時でもきれいに利用できるのが「**災害用マンホールトイレ**」です。災害時でも避難先で安心して利用できるトイレの整備に取り組んでいます。

下水道では

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

5年ごとの更新が必要です。

水道法の改正に伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者の更新制度が導入され、指定給水装置工事事業者の指定の効力は、5年ごとに更新を受けなければ**失効**します。

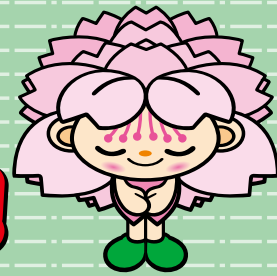
令和6年度更新の対象となる事業者へは、上下水道局から**指定の更新についての通知**を送付します。

- 指定の基準は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記のいずれにも適合していると認められる場合は指定の更新を行います。
 - ①給水装置工事主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③指定の基準に該当していること
- 指定更新申請時に3項目の確認を行います。
 - ①指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、休業日、対応可能な工事など）
 - ②給水装置工事主任技術者等への研修機会確保の状況
 - ③適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況

旧制度で指定を受けた事業者は、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が表のとおりとなっています。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H25.4.1~R元.9.30	令和6年9月29日まで

引っ越しシーズンです! 上・下水道の届け出をお忘れなく!



水道・下水道を使用するとき(開始届)、使用をやめるとき(中止届)、そのほか変更があるときは必ず届け出をお願いします。届け出は電話や窓口、上下水道局ホームページで受付けています。

【連絡先】

上下水道局料金センター(電話 0957-53-1111)

(平日8時30分から18時まで)

開始届

事前の受付ができます。入居日が決まったら連絡してください。

入居先のポストなどに入っている緑色の《上下水道使用についてのお願い》に記載しているお客様番号をお知らせください。

なお、「口座振替」での支払いは毎月50円の割引があり、年間最大600円もお得になります。詳しくは《上下水道使用についてのお願い》をご覧ください。

※現在、水道の元栓の閉栓は行っていませんので水はすぐに使用できますが、開始届の連絡を必ず行ってください。
連絡がない場合など、無届で使用されますと給水停止となりますのでご注意ください。

中止届

事前の受付ができます。引っ越しや長期不在などの場合は連絡してください。

納入通知書や検針票に記載しているお客様番号をお知らせください。

中止届がなかった場合は、引っ越し後も基本料金がかかりますのでご注意ください。

その他の変更

- 使用者の名義を変更する場合
- 支払方法や納入通知書の送付先などを変更する場合
このようなときは連絡してください。



大村市上下水道局
Oomura City Water & Sewerage Works Bureau

お問い合わせ

- 上下水道局 業務課
電話 0957-53-1116 (平日8時30分~17時15分)
- 上下水道局料金センター
電話 0957-53-1111 (平日8時30分~18時)